

太平洋広域漁業調整委員会  
第15回太平洋南部会

平成20年3月12日

水産庁

1 開催日時

平成 20 年 3 月 12 日（水） 13 : 00 ~ 15 : 00

2 開催場所

農林水産省 講堂

3 出席委員

【部会長】

学識経験者 澁川 弘

【都県海区互選委員】

千葉 海区 外記 栄太郎

東京 海区 竹内 正一

神奈川海区 磯部 進

静岡 海区 橋ヶ谷 善生

愛知 海区 吉戸 一紀

三重 海区 迫間 虎太郎

和歌山海区 網本 成吉

徳島 海区 左海 守

高知 海区 澳本 勝彦

愛媛 海区 林 穂積

大分 海区 荻田 征男

宮崎 海区 金丸 昌洋

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 哲男

漁業者代表 鈴木 徳穂

漁業者代表 山田 洋二

漁業者代表 山本 正喜

漁業者代表 金井 関一

漁業者代表 伊妻 壯悦

学識経験者 有元 貴文

学識経験者 山下 東子

#### 4 付議事項

##### (1) 資源回復計画について

- ① 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について
- ② ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画について
- ③ 伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について
- ④ 太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

##### (2) その他

## 5 議事内容

### 開 会

○小林課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第15回太平洋南部会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち高知県の澳本委員、農林水産大臣選任委員のうち宮本委員が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数22名のうち定足数であります過半数を超える20名の委員の御出席を賜っておりますので、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会事務規程第5条に基づき、本日の部会は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を澁川部会長にお願いしたいと思います。澁川部会長、よろしくお願いたします。

○澁川部会長 皆さん、年度末の御多忙のところ御参集賜りましてありがとうございます。また、来賓の方々には御臨席を賜りましてありがとうございます。

年明けまして寂しいことが幾つかございました。関係者の皆様方には大変御心労のことと心からお見舞いを申し上げる次第であります。

水産を取り巻く情勢は大変厳しい。いまさら申し上げるまでもございませんが、油の問題を初め構造的な重荷がさらに付加されているという状況でございます。しかし、資源なくして漁業はないわけでごさいます、資源回復計画の推進の重要性はますます高まっておると思っております。

それでは、本日もよろしくお願いたします。座って始めさせていただきます。

本日の部会でございますが、本部会に係る資源回復計画についての議題が幾つか用意されております。1つは「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」でございます。2つ目は「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」でございます。いずれも取り組み状況の御報告がございます。また、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」及び「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」につきましては、取り組み状況の報告に加えまして、同計画に係る太平洋広域漁業調整委員会指示の案について説明を受けることとしております。委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしく御審議のほどお願申し上げます。

## 挨拶

○澁川部会長 さて、本日の部会でございますけれども、水産庁からは山下資源管理部長さん、木實谷管理課長さん、内海資源管理推進室長さん、ほか多数の方々が出席されております。議事に入ります前に、代表して山下資源管理部長さんから御挨拶をちょうだいしたいと思います。

お願いします。

○山下資源管理部長 水産庁資源管理部長の山下でございます。第 15 回太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、この年度末の大変お忙しい時期に、委員の皆様方におかれましては御出席を賜りましてまことにありがとうございます。深く感謝申し上げます。深く感謝申し上げます。

さて、今澁川部会長からもお話がございましたが、我が国の漁業を取り巻く状況は依然として大変厳しいものがございます。周辺水域の水産資源においても、依然として資源水準の低い魚種が多々あるという状況でございます。さらに加えて、近年では燃油の高騰ということで、本日も新聞・テレビを見ますと、ニューヨークで1バレル 109 ドルという最高値を記録するなど大変厳しい状況がございまして、日本の水産業に直接大きな影響を与える問題となっているわけでございます。

この燃油の問題については、先般 19 年度補正予算によりまして、有効と対策ということで 100 億円余りの補正予算が計上されたところでございます。ぜひとも御活用いただきまして、この燃油の高騰にしっかりと対応していただければ幸いであると考えておるところでございます。

それからまた、昨今東部太平洋のほうではラニーニャ現象といいますか、水温が逆に低くなるということ、日本の西太平洋のほうは逆に水温が高くなるということで、各地で例年に比べて海水温が高まっている状況でございます。その関係もあつてか漁業の対象魚種が変わってきておりまして、日ごろ見なれない魚が漁獲されたり、あるいは違う時期に漁獲されるなど、これもまた漁業に影響を与えているところでございます。

こういった中で資源回復計画に基づく取り組みを推進していくことにつきましては、これは資源の維持回復だけではなくて、今後の活力ある漁業構造の確立のためにも大変重要になってきていることは御案内のとおりでございます。本日の本部会におかれましても、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画、ヤリイカ太平洋系群（南部）

資源回復計画、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画、太平洋南部キンメダイ資源回復計画、この4つの計画が現在実施中でございます。今後とも関係者の皆さんの不断の御努力をいただきまして、資源状況の改善が図られることを期待しているものでございます。

資源回復計画の推進によりまして資源が回復してまいりますと、当然のことでございますが、操業1回当たりの漁獲量が回復を見てくる、多くなってくるということが当然期待されるわけでありまして、これもまた高くなってまいりました燃油に対する1つのいい影響もそこで期待できるわけでございますので、ぜひとも御努力をさらに傾注されることをお願い申し上げたいと思います。

そういったことで今後とも資源回復計画の一層の推進により資源が豊かさを取り戻しますよう、本日の御審議を活発なものとなるようお願い申し上げまして、大変簡単でございますが挨拶とする次第でございます。本日はよろしくお祈りを申し上げます。

○澁川部会長 山下資源管理部長さん、どうもありがとうございました。

それでは最初に、本日お配りしてございます資料の確認から入りたいと思います。事務局からお願いを申し上げます。

○小林課長補佐 それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。申しおくれましたが、私は水産庁の管理課の小林と申します。よろしくお祈りいたします。

お配りしている資料でございますが、まず本日の部会の議事次第、委員名簿、配席図、出席者名簿、それから、本日本部会で御説明させていただきます資料として、資料1の「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」関係の資料でございます。資料2として「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」に係る資料でございます。資料3として「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」の概要及び実施状況ということで、資料3-1と資料3-2の資料でございます。資料4として「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」に係る資料でございます。資料4-1、資料4-2、資料4-3をつづった資料でございます。資料5として、参考資料として配付資料としてお配りしている資料で「単の資源回復計画について」という表紙に書いてある資料でございます。

以上でございますが、不足等ございましたら事務局のほうまでお申しつけください。

なお、説明の途中でありましても、資料に落丁等があれば、その都度お手数ではございますが事務局にお申しつけいただければと思います。

○澁川部会長 資料はございますでしょうか。

## 議事録署名人の選任

○澁川部会長 それではこれから議事に入らせていただきますが、最初に、後日まとめられます本日の部会の議事録署名人を選んでおく必要がございます。これにつきましては本部会の事務規程 11 条で、部会長の私から指名を申し上げることになっておりますので、僭越ながら指名させていただきます。

都県海区互選委員からは和歌山県の網本成吉委員、農林水産大臣選任委員からは鈴木徳穂委員さんをお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 議 題

#### (1) 資源回復計画について

##### ①伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について

○澁川部会長 それでは、議題に入らせてもらいます。

(1) 番目でございますが、「資源回復計画について」に入ります。本日の部会では、本部会を設置された海域において関係する資源回復計画及び資源回復計画に関連する事項として、本部会の後に開催される本委員会にお諮りする予定の「資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示」の案につきまして、説明を受け御審議をちょうだいすることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まずは①番でございますが、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について」でございます。この計画は平成 14 年 8 月 13 日に公表されました。今年の 3 月に開催された本部会において、計画期間を平成 23 年まで延長することが了承されたものでございます。取り組みの状況について事務局から説明をお願いします。

○小林課長補佐 それでは、取り組み状況についてお手元の資料 1 を用いて御説明させていただきます。それでは資料 1 をごらんいただきたいと思います。

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の概要及び実施状況でございます。

まず資源回復計画の概要でございますが、この計画については、平成 14 年 8 月 13 日に公表されまして、伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業の漁獲量が漸減傾向にあることから、当該漁業の重要な漁獲対象魚種であるトラフグ、マアナゴ、シャコの 3 つの魚種に

ついて漁獲量の 25 %程度の増加を目標に資源回復を図ることとしております。このため関係者が、小型魚の水揚げ制限等の努力量の削減、トラフグ種苗の放流の取り組みを行うものでございます。

また、対象種が小型機船底びき網漁業以外の漁業でも漁獲されていることから、昨年、平成 19 年度より機船船びき網漁業の取り組みに加えて、湾外の関連した取り組みとして、ふぐはえ縄漁業等によるトラフグ保護の取り組みを開始しているところでございます。

次に、資源回復計画に基づく 19 年度の取り組み状況でございます。

(1) 漁獲努力量の削減措置でございますが、小型魚の水揚げ制限として、全長 25cm 以下のトラフグ、マアナゴの再放流について、それぞれ括弧書きに書いてある関係漁業で実施されているところでございます。また (イ) として、これは平成 19 年度より新たに取り組んでいただいているものでございますが、マアナゴ稚魚 (ノレソレ) 目的操業の禁止ということで、機船船びき網漁業さんのほうで取り組みが行われております。

それから、漁具の改良 (目合い拡大等) の取り組みですが、これについては水産試験場さんにおいて、小型機船底びき網漁業とあなご籠漁業の関係で実証試験を実施しているところでございます。

また、シャワー設備の活用ということですが、シャワー設備の活用を行うことにより、夏季の再放流魚の生残率向上のための取り組みを実施しているところでございます。

それから、休漁期間の設定ということで、これについては統一週休日の設定について現在各県さんにおいて検討されているところでございます。

続きまして、資源の積極的培養措置でございますが、これについてはトラフグの種苗放流を現在実施しているところでございます。トラフグの種苗放流の実績でございますが、平成 19 年度については、静岡県、愛知県、三重県で合計 67 万尾の放流がなされているところでございます。また、平成 18 年度からは関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に向けた取り組みが開始されておりまして、平成 19 年度においても、このトラフグを対象にしてこうした取り組みが引き続き行われているということでございます。

次に、その他の取り組みとして、トラフグ保護の湾外の関連した取り組みについて 19 年度から実施しておりますが、期間操業禁止、採捕制限等 (ふぐはえ縄漁業)、全長 25cm 以下のトラフグの再放流 (小型機船底びき網漁業)、こうした関係漁業で行われている状況でございます。



それから、裏を見ていただきたいんですが、資源回復の進捗状況についてでございます。表にトラフグとマアナゴとシャコの漁獲量の推移を示しております。先ほど 19 年度の取り組みについて御説明しましたけれども、漁獲量については、まだ 19 年の状況について整理されておられませんので、18 年までの状況ということでございます。

それぞれの魚種ごと、トラフグ、マアナゴ、シャコと魚種によって増加したもの、あるいは減少したものがあるわけですが、総じてこれまで恒常的に減少傾向になってきたということですが、若干そういうところに歯どめがかかっているのかなということがうかがえるところでございます。

各魚種の資源状況でございますが、これは平成 19 年度の資源評価の結果ですが、トラフグは中位増加傾向、マアナゴは低位横ばい、シャコは低位横ばいという状況になっております。

以上でございます。

○澁川部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたが、御意見等がございますれば、

ございませんか。

## ②ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画について

○澁川部会長 それでは、続きまして②番でございます。「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画について」でございます。取り組みの状況につきまして、事務局から説明を願います。

○小林課長補佐 それでは、取り組み状況につきまして、お手元の資料 2 で御説明したいと思います。ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画の概要及び実施状況でございます。

まず資源回復計画の概要でございます。ヤリイカ太平洋系群については、太平洋側で広く分布しておりまして、主に沖合底びき網漁業等によって漁獲される重要な水産資源となっております。その中でも太平洋南部海域においては、主に沖合底びき網漁業により漁獲されておりまして、1989 年には 2000 トンを超える漁獲量でございましたが、90 年代後半には 500 トン未満に減少し、近年、漁獲量はさらに低い水準で推移している状況でございます。

このため、漁獲量の低迷が著しい太平洋南部海域において、主要漁業である沖合底びき

網漁業が漁獲努力量の削減措置に取り組みまして、資源の回復を図ることとしております。

なお、ヤリイカ太平洋系群は広域に分布する資源であることから、資源回復に向けた取り組みを太平洋中部海域などへ拡大することについても検討することになっております。

続きまして、資源回復に基づく取り組み内容でございます。太平洋南部海域の沖合底びき網漁業については、減船、保護区域の設定を行うこととしております。

これまでの取り組み状況でございます。減船については、平成 16 年度に 2 ヶ統を実施しているということでございます。なお、保護区域の設定については、現在も引き続き検討中ということでございます。

4 番目の漁獲量の状況でございます。本資源回復計画においては、太平洋南部海域において主にヤリイカを漁獲する沖合底びき網漁業の漁獲量の回復、これは 2008 年の漁獲量を 470 トンへ回復させることを目標にしております。

漁獲量のこれまでの状況でございますが、2003 年は 211 トンございましたが、2004 年は 81 トンに減少したわけでございます。しかしながら、2005 年 166 トン、2006 年は 188 トンと現在増加傾向になっております。2007 年については、まだ具体的な量についてはわかりませんが、2006 年を上回る漁獲状況となっておりますと聞いております。

以上が漁獲量の状況でございます。

なお、ここには書いておりませんが、太平洋中部海域への取り組みについては、現在愛知県の小型底びき網漁業の取り組みについて検討中でございます。

以上、簡単でございますが報告させていただきます。

○澁川部会長 ありがとうございます。

この計画につきまして質問、御意見等ございますれば、いかがでございますか。

私からお伺いしたいんですが、きょう残念ながらどうしても御都合がつかなくて宮本委員が御欠席でございますが、特に何かコメントなどございませんか。

○小林課長補佐 特段のコメントはいただいておりません。

○澁川部会長 どうでしょうか。

### ③伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画について

○澁川部会長 ございませんようですから、次に進めさせていただきます。

③番でございます。資料 3-1 の「伊勢湾・三河湾イカナゴの資源回復計画」でござい

ます。この計画は平成 18 年 10 月ですから他の計画に比べて新しいわけですが、開催された本部会で御了承いただきました。計画に関連する委員会指示については、昨年 3 月に開催された第 8 回の本委員会において、昨年の漁期に係る指示が決定されております。本年の漁期についても引き続き委員会指示を行うということで、太平洋広域漁業調整委員会指示第 3 号の案が作成されておりますので、取り組み状況の報告に加え、その概要について事務局から説明をちょうだいすることにします。

事務局、お願いします。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料 3-1 と 3-2 によりまして伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画の概要、実施状況の報告、あと委員会指示案の概要について御説明させていただきます。

この計画につきましては、先ほど部会長からもありましたが、平成 18 年 10 月の本部会において御了承いただきまして、平成 18 年 11 月 10 日に公表されているものでございます。

まず資源回復計画の概要でございますが、伊勢湾・三河湾については、イカナゴの主要漁場の一つでございます。イカナゴについては愛知県、三重県の主に底びき網漁業で漁獲され、煮干加工用、養殖餌料用として利用されております。しかしながら、年間の漁獲量が極めて大きく変動している状況にありまして、このため、これまでの自主的な資源管理措置も踏まえて、漁獲水準を高位で安定させる取り組みを行い、漁獲物の安定供給及び漁家経営の安定化を図ることを目的としております。

計画の対象漁業については、愛知県及び三重県のいわし・いかなご船びき網漁業、いかなご船びき網漁業、ばっち網漁業等でございます。

回復計画の目標ですが、産卵親魚尾数の確保等によりまして、初期資源尾数を高位（300 億尾水準）で安定させることになっております。

取り組み内容でございますが、十分な産卵親魚量を残すことを目的として、終漁時の残存資源尾数の確保等の取り組みを行うこととしております。

次に、資源回復計画に基づく 19 年漁期の実施状況でございます。

(1) の終漁時の残存資源尾数の確保の取り組みでございます。これは 20 億尾の残存資源尾数を残すという取り組みでございますが、この取り組みについては、イカナゴ漁の終漁時に 20 億尾以上のイカナゴ資源を取り残そうとする取り組みでございます。愛知県、三重県の両県の水産試験場の情報をもとにしまして、関係漁業者が協議して、解禁日や

終漁日を取り決めていくような取り組みでございます。

19年度の取り組みについては、水産試験場の稚魚調査、両県合同試験びきを行いまして、平成19年2月25日を解禁日と決定しまして、漁獲が開始されたわけでございます。その後の漁獲状況から初期資源尾数というものがわかってきますが、初期資源尾数は約182億尾と推定されております。

その後、解禁日から漁獲がなされまして、8144トンを生獲して終漁したということでございます。この量については、初期資源尾数182億尾のうち155億尾を生獲したということでございます。したがって、残存資源尾数約27億尾が確保されたという結果になっております。

※印のところですが、これは20億尾を取り残す措置ということで、委員会指示によりまして、20億尾を下回ると認められる日というものを定めまして、その日を定めたときは、その日から11月30日までの間イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する措置をとることとしているわけですが、昨年の漁期については、今申し上げた20億尾を上回るイカナゴ残存資源を確保して終漁したということから、太平洋広域漁業調整委員会指示第2号のこうした制限というものは行っておりません。資料に「太平洋広域漁業」ということで、「広域」が抜けておりました。大変失礼いたしました。

それから、保護区の設定という取り組みも実施されておまして、これは親にどんどん成長していくと湾口部のほうに出て行くわけですが、その親の保護のために湾口部の一部海域を保護区域として設定されたということでございます。

続きまして、20年度漁期の取り組みについて報告させていただきます。

20年度漁期の状況について、両県の調査によりまして、現在解禁日を3月2日と定められてイカナゴの漁が開始されているところでございます。初期資源尾数については、現時点ではまだわからないということでございますが、20年度漁期においても、引き続き回復計画に基づく取り組みを実施することとしております。

なお、実施に当たりましては、現地の状況等を踏まえて取り組みを行っていくことになっておりますので、愛知県、三重県の水産関係機関の情報をもとに、関係漁業者が協議し、柔軟な運用を図ることとしておるところでございます。

次に、太平洋広域漁業調整委員会指示でございます。この委員会指示についても、20年漁期の「終漁時の残存資源尾数の確保」の取り組みに対して行うことと考えております。

委員会指示の概要でございますが、19年漁期と同様に、①番として、「委員会会長は、

必要に応じ、イカナゴ残存資源尾数が 20 尾を下回ると認められる日を定める。」、②つ目として、「委員会会長は、その下回ると認められる日を定めたときは、遅滞なく、当該日から 11 月 30 日までの間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨、関係漁業者に通知する。」、③つ目として、「関係漁業者は、その通知によりまして、イカナゴ採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、当該操業を行わない。」といった内容の委員会指示を引き続き行いたいと考えているところでございます。

具体的な指示案については、次のページの資料 3-2 のとおりでございます。この案については、本部会の後に開催される第 10 回太平洋広域漁業調整委員会にお諮りしたいと考えております。

指示案の概要について簡単に御説明いたします。太平洋広域漁業調整委員会指示第 3 号（案）でございますが、まず定義につきましては、現状の許可の名称などと整合を図りまして、若干修正を加えております。

それから、2 番の操業期間の制限でございますが、これについては先ほど申し上げた内容でございますが、前回の指示と同様になっております。

それから、指示の有効期間でございます。これは今年度漁期に対応するように、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までということに変えております。

以上でございます。

○澁川部会長 ただいま事務局から説明をちょうだいしました。御質問、御意見等があれば承ります。いかがでございますか。

山下委員どうぞ。

○山下委員 確認で教えていただきたいんですが、最終的な目標の初期資源尾数が 300 億尾水準ということですね。それで残存資源尾数を 20 億尾に毎年固定していると最終的に初期資源尾数が 300 億尾に達するという事なんでしょうか。素人の考えでは、20 億尾だったら、次の年は 25 億尾というふうに増やしていくものではないかと考えたんですが。

○澁川部会長 事務局どうぞ。

○小林課長補佐 大体 2 月から 3 月ぐらいから漁期が始まるわけですが、そのときの初期資源尾数を 300 億尾残すために、今の漁期が終わった後大体 20 億尾残せば、大体 300 億尾ぐらい次の年に初期資源尾数として加入してくるということが、これは必ずそうなるという話ではないんですけれども、大体そういうようなことが少しわかっているということでございます。イカナゴ資源については資源変動が非常に激しいものですから、そういう

資源の変動もできる限り安定化しようという取り組みでございまして、そういう意味でなるべく産卵親魚を確保しようということで、1つの目安として20億尾というものを今設定しているということでございます。

○澁川部会長 いいですか、山下委員。

○山下委員 はい。

○澁川部会長

ほかにございせんか。

愛知、三重の海区委員から何かございせんか。大丈夫ですか、いいですか。

それでは、ございせんようですから、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第3号の案を本部会としては了承させていただきます。本部会の後に開催されます第10回の太平洋広域漁業調整本委員会にお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように運ばさせていただきます。

#### ④太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

○澁川部会長 最後に、④番でございしますが、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画について」でございします。この計画は、昨年3月に開催された本部会で了承された計画でございします。計画に関連する委員会指示については、同じく昨年の3月に開催された第8回の太平洋広域漁業調整本委員会において決定されているものでございします。この委員会指示についても引き続き継続する手続を行うとのことで、次年度漁期に係る太平洋広域漁業調整委員会指示第4号の（案）が作成されております。取り組み状況の報告に加え、その概要について事務局から説明をちょうだいすることにします。

事務局、よろしく申し上げます。

○小林課長補佐 それでは、お手元の資料4-1から4-3を用いて御説明をしたいと思っております。太平洋南部キンメダイ資源回復計画の概要及び取り組み状況でございします。

資源回復計画の概要でございしますが、この計画については、現在の資源水準、キンメダイの資源水準については中位で、資源動向は横ばいと考えているわけですが、これは関係

者が長年にわたり資源管理に取り組んできていることのためであるわけですが、そういうことで資源が維持できていることが大きく影響しているためと考えられておりました、漁獲量の推移を見ますと、現状の漁獲努力量水準を安定的に維持するための取り組みが重要であると考えられるわけでございます。

このため、現在実施している関係漁業者の取り組みを維持・継続するとともに、漁獲努力量を現状水準で管理して、漁獲量を現状レベル程度以上で維持することを目標としております。

計画の取り組み状況でございます。これは 19 年度の取り組みでございますが、立縄漁業、底立てはえ縄漁業については、各海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定、操業規制区域の設定等の措置を実施されております。

また、②の底刺し網漁業については、太平洋広域漁業調整委員会の指示によりまして、委員会の承認を受けて操業を行うこととしております。この委員会の承認を受けて操業を行うところについては、また後ほど説明いたしますが、規制海域を設定して、そこで操業する場合は委員会の承認を受けることとしております。

この承認を受けた船については、小型魚や産卵親魚保護のための休漁期間、これは 11 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 カ月間にしております。それとあと小型魚の保護、漁具の制限を実施しておるところでございます。

なお、この期間休漁でございますが、これについては第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山のすべてにおいて 1 カ月の休漁を行うこととしておりまして、今年度漁期については 2 月 10 日から休漁を実施していると聞いております。なお、現在までの漁獲量については規制海域で 36 トンということでございます。

続きまして、漁獲量の推移でございます。キンメダイの 1 都 4 県の推移を書いております。まだ 2007 年については整理されておられませんので、2006 年の漁獲量でございます。先ほど申し上げましたが、漁獲量についてはおおむね横ばい傾向という状況がわかると思います。2007 年の漁獲量については、都県や地域によって増減が見られるということです。しかしながら資源状況も横ばいということで、そう大きく変わるものではなく、引き続き計画の取り組みを実施していくこととなっております。このようなことから、委員会指示についても引き続き行っていく必要があると考えておるところでございます。

以上が取り組み状況でございます。

資料 4 - 2 で、太平洋広域漁業調整委員会指示の概要について簡単に御説明したいと思います。

います。

太平洋広域漁業調整委員会指示第4号(案)の概要でございますが、先ほど申し上げましたようにキンメダイをとることを目的とする底刺し網漁業については、委員会の承認を得て操業することとしております。

1番の操業の承認でございますが、来年度漁期についても、引き続き下の図にあります規制海域において、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならないことといたします。

2番の承認の対象者でございます。今回新しくまた出す指示の承認の対象者ですが、前回の指示と違いますか、今出している指示ですが、過去3年以内にきんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者を対象としていたわけですが、今回はその実績を有する者が1隻承認を得ておりますので、委員会指示第1号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、その当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者にしているところでございます。

具体的な指示案については、次のページの資料4-3のとおりでございまして、この案については先ほどのイカナゴと同様に、本部会の後に開催される第10回太平洋広域漁業調整委員会にお諮りしたいと考えております。

それでは、資料4-3の太平洋広域漁業調整委員会指示第4号(案)について簡単に御説明したいと思います。現在出しておる指示と異なるところについては、2番の「操業の承認」というところですが、承認期間でございますが、規制海域において平成20年4月1日から平成21年3月31日までとしております。

次のページになりますが、指示の有効期間ですが、これについては平成21年5月31日までということで、これは漁獲成績報告書を出してもらうことにしていますので、その報告期限を考慮して、5月31日までという形にしておるところでございます。

それから、最後に附則をつけております。これについては昨年漁業法が改正されまして、その施行が本年4月1日からでございます。したがって、それに伴う省令等も変更になりまして、省令の名称とか条項について若干変更がありますので、附則で機械的に4月1日からそういう名前が変わるということで、変更するということをつけ加えております。

その後、きんめだい底刺し網漁業の承認証等の様式がついておりますが、これについては何も変更はございません。



以上でございます。

○澁川部会長 ありがとうございます。

ただいまキンメダイの資源回復計画について、取り組み状況とともに委員会指示の第4号案の説明がありました。この件につきまして御質問、御意見がございますれば。

どうぞ、磯部委員。

○磯部委員 神奈川の磯部でございます。

きんめだいの底刺し網ですね、これは第88正進丸が今のところ、1ぱいやっておるんですね。それについて承認証もここに載っているけれども、こういう書き方でいいということではありますが、ただ、これは書いて出せば承認されるという軽いものではないでしょう。実績とかいろいろあって検討して出してもらおうようなことになりますけど、この底刺し網が一番危険な、キンメに対して害がある。皆さん知っているとおりに、網が根にかかれば捨ててくるような現在の状態であると思うんです。キンメを獲る量が多くて漁場が荒れる。今は1ぱいで、青森の88正進丸が許可になって指示を受けてやっているといますけれども、簡単には許可を出しては、あれしてもなかなか厳しいような状態にさしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○澁川部会長 ただいまの磯部委員の御質問でございますが、事務局、答弁を。

○小林課長補佐 この底刺し網の承認でございますけれども、今出している承認については過去3年間、こういった漁獲実績がある者について、まずある者が承認申請をしてくる。それについて申請したのが1隻ということでございます。それは今お話のあったところでございます。来年もそういうことで、先ほどもお話ししましたけれども、この1隻についてはまず実績が既にあるということで、あと申請が上がってくるということであれば、当然承認をしていく形になるわけでございます。

それで委員が御心配だったのが、刺し網の漁具をそこに残してしまうというところで、そこが一つ問題があるというお話だったんですが、ここはちょっと切り離しますけれども、回復計画の話と例えば操業上の問題のところは切り離して考えていただきたいんですが、回復計画のほうは資源を保護するためにやっていく、こういう取り組みをしようということでやっていて、努力量も現状で維持しましょうねということで、こういう承認もやっているわけでございます。漁具を残すとかそういうところについては、いろいろ問題があるというのは私も聞いたことがございます。それについてはたしか民々の協定の中でいろいろ相談する機会はあるのではないかと考えておりますので、そういったところでいろいろ

話し合っていたいただくことも必要なのかなと考えております。

また、私もこの漁業者の方ともお話をする機会もありますし、今回そういうお話もあったということはお伝えいたしますけれども、そういうことで現場の関係者の漁業者さんでいろいろ相談して、いろいろ解決を図っていくことも必要なのかなと考えているところでございます。

○澁川部会長 磯部委員、よろしいですか。

○磯部委員 現在でもある程度、その正進丸ですか、1隻でやっているものでね。また網のことですけれども、岩にかかって取れないと今でもやっているみたいなことを聞いているんですよ。その本人は、切れたから捨ててきたなんて絶対言うことはできませんので。引っかかりたりそういう影響がまだあるなということを知っておりますので、それは神奈川の内のことですけれども、そういうことでありますので、よく調べて、またよく吟味してやってもらいたいということです。

以上です。

○小林課長補佐 御趣旨については了解いたしましたので。いずれにしても先ほどお話ししたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○澁川部会長 ただいまの磯部委員のお話を体して、水産庁の御指導をこれからよろしくお願い申し上げたいということでございます。

それでは、太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示4号の案、本部会として了承してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、本部会の後に開催されます第10回の本委員会にお諮りさせていただきます。

## (2) その他

○澁川部会長 次に「その他」でございますが、委員の皆様方から何かございますれば、ございませんか。

事務局から何かございませんか。

○小林課長補佐 それでは、予定されている時間がまだかなりあると思いますので、お配りしております資料5の配付資料について少し御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料5の県単の資源回復計画についてでございます。この表の中に書いてございますのが、太平洋海区の県で作成しておる回復計画でございます。本部会に関係しておる県の回復計画でございますが、まず回復計画のこの表の1、2と書いてございますが、この1の上側の表が現在まで作成した計画でございます、下の青森、岩手、茨城県の計画が作成中になっております。

この1番に書いてある計画については、魚種別資源回復計画といいまして、1つの特定した魚種を絞り込んで、その魚種の資源回復を図るといふ計画でございます。本部会に関係する県の計画については、上から3番目の宮崎県の宮崎海域のカサゴの回復計画、神奈川県神奈川三浦半島アワビの計画、和歌山県の和歌山県太平洋イサキの資源回復計画が、それぞれ17年と18年に作成されている状況でございます。

それから、2番の包括的資源回復計画の作成状況でございます。この包括的資源回復計画というのは、漁業種類によって包括的に漁獲される魚種について、魚種全般を対象として作成している計画でございます。大体小型底びき網漁業などが対象になってくるわけですが、それについては神奈川県さんのほうで神奈川県東京内湾海域小型機船底びき網漁業資源回復計画、千葉県さんのほうで千葉県東京湾小型底びき網漁業資源回復計画について、それぞれ昨年3月に作成されている状況でございます。また、宮崎県さんのほうで宮崎県の小型機船底びき網漁業を対象として現在計画を検討している、作成について検討している状況でございます。

続きまして、1枚めくっていただきますと資源回復計画の実施状況ということでグラフがございます。これは全国で実施または検討されている資源回復計画の状況についてグラフにまとめたものでございます。各都市それぞれ4月末現在、今年は2月末までなんです、4月末現在の計画の作成件数についてグラフに示しているところでございます。

資源回復計画につきましては、平成13年度から作成作業が進められてきたわけですが、平成14年から平成16年の時期、まだ少なかったわけでございますが、この時期は、特に国が作成する計画について主体的につくられてきたわけでございます。その後17年からは、実は17年度に包括的資源回復計画を新たに作成しようということになったわけですが、17年からそれ以降徐々に伸びてきているところでございます。17年以降は県の計画の作成が非常に伸びてきておりまして、本年2月末現在で、魚種別計画が45、包括的な計画が9計画について作成または実施に移されているところでございます。

また、計画作成途上にあるのが、平成20年2月末現在で魚種別計画が6計画、包括的

計画が 11 計画となっております。そういうことで現在、魚種別包括的計画も含めて、全部で 71 の計画について検討または作成中でございます。

ちなみに 71 の計画のうち、19 計画については国が作成する計画でございまして、残りが県が作成する計画となっております。

次のページに、実施中の魚種別資源回復計画の概略ということで地図も載せておりますが、こういうところで計画が作成されているということでございます。ちなみに、この図の太枠で囲っているのが国の計画、1つの線で囲まれているのが県の計画でございます。

今のは魚種別計画の実施状況でございます。

次の最後のページに、実施中の包括的資源回復計画の概略を載せておりますが、現在、日本地図に示していますように、こういった地域で包括的な資源回復計画が実施されているところでございます。

ちょっと見にくいんですが、このうち黄色の部分、長崎県の対馬の周りにちょっと色がついているやつですが、日本海・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画というのが国の作成している計画でございます。

以上でございます。

○澁川部会長 事務局、ありがとうございます。

ただいま日本列島を覆っております資源回復計画の全体像について話をちょうだいしたところであります。各県の計画もこの中に入っております、それぞれ所属の県で各県さん、漁業界の皆さん、懸命に御努力が続いているということだろうと思えます。ただいまの説明について御質問、御意見がございましたら、いかがでございますか。

特にございませんか。

それでは、ないようですので、事務局から次の部会の開催予定について説明をちょうだいします。

○小林課長補佐 次の部会の開催につきましては、昨年と同様に 10 月ごろに開催したいと考えております。日時、場所等については、本委員会との関連もございますので、部会長及び委員の皆様のお都合もお聞きしながら追って御連絡をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○澁川部会長 今回は、例年どおり 10 月ごろに開催の予定でございます。委員の皆様方にはよろしくお願申し上げます。

それでは、えらい淡々と参りましたが、本日の部会はこれにて閉会したいと思います。

委員各位、御臨席の皆様方におかれましては、議事進行に御協力及び貴重な御意見をちょうだいいたしまして、本当にありがとうございました。

なお、議事録署名人のお二方、和歌山の網本委員さん、それから、農水大臣選任委員の鈴木委員さんにはよろしくお願いを申し上げます。後日事務局から議事録は届きますので、よろしくお願ひ申し上げます。

では、これをもちまして太平洋広域漁業調整委員会第 15 回太平洋南部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会